

## 第31回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年1月16日(月)午前9時30分から10時20分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員(22人)

1番	林	敏文
2番	河村	明
3番	熊野	茂公
4番	埤田	定
5番	林	清市
6番	繁本	武紀
7番	神田	公司
8番	大嶋	順子
9番	上野	政之
10番	城	俊治
11番	中邑	照司
13番	田村	浩昭
14番	西岡	宏道
15番	久保田	等
16番	小田	博
17番	宮内	昭寿
18番	松浦	信行
19番	藤本	準一
20番	藤井	訓志
21番	弘田	靖
23番	山本	忠男
25番	田村	耕一(会長)

4 欠席委員(2人)

12番	杉尾	正
24番	吉原	則行

## 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農地法施行細則第6条事業計画変更承認申請に対する承認について

議案 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 水田埋立による畑地造成報告について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 川村 彰

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第31回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、12番 杉尾 正 委員、24番 吉原 則行 委員、より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日の出席委員は22名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、14番 西岡 宏道 委員、15番 久保田 等 委員 にお願ひします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入ります。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号「農地法第3条転用許可申請に対する許可決定について」です。議案の1ページをご覧ください。

今月の申請は1件でございます。

では番号の1番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第3条の番号1をお開きください。議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字三輪地内にあり、地目は田、面積が1,203㎡の自作地です。譲渡の事由ですが、対象地は譲渡人が相続により取得したのですが、高齢であり今後農地の管理は難しくなるため、親戚にあたる譲受人が、果樹、野菜作りを充実させ効率的に利用したいという話を聞いていたため、双方話し合いの結果、贈与による所有権の移転を行うこととなったものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、申請地は譲受人が耕作する農地から近距離にあり、営農計画書のとおり耕作に便利であり効率的に農作業が行われること、また、農機具の確保の状況、

農作業に従事する家族の状況等から見て、今回取得する農地を含め、取得後の全ての農地について効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは充分満たしており問題ないと考えます。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当しないと考えます。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては地区担当委員の城 俊治 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 城委員、補足説明をお願いします。

10番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号の 1 番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続きまして議案第 2 号「農地法第 5 条転用許可申請に対する許可決定について」です。

議案の 1 ページをご覧ください。

今月の申請は 1 件でございます。では番号の 1 番をご説明いたします。別紙「位置図」、第 5 条の番号 1 をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件は、使用貸借による権利の設定を伴う転用許可申請となっております。

申請者は、貸付人は大字浅江の方で、借受人は貸付人の子で周南市の方です。また、申請のあった土地は、大字浅江地内にある農地で、光市役所浅江出張所から北約 2km に位置し、付近は別紙「位置図」のとおりです。地目は田、面積が 334 m<sup>2</sup>の自作地です。ここを転用し、自己用住宅を建築したいとのことで申請が出されたものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

まず「農地の区分」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていないおおむね 10 ヘクタール未満の小団地の農地であり、第 1 種にも第 3 種にも該当しない農地であるため「第 2 種農地」と考えます。

また、転用の目的は自己用住宅ということであり、「転用目的」についても特に問題ないと考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、銀行からの融資によることです。添付書類として融資内定通知の提出もあり適切と考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地台帳によると貸借等の関係もなく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、許可後から平成 29 年 9 月末までに完了する計画となっており、確実であると考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、申請地は市街化調整区域内の農地であるため、面積に関係なく開発許可が必要であり農地転用は開発許可と同時施行となります。

申請人が市の開発指導所管課へ県条例による分家住宅であることをもって開発行為許可申請書を提出、受付済みであることを確認しておりますので、滞りのないものと判断します。

また「一体利用地の利用見込み」については、該当しないと考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、事業計画書、施設の配置図、平面図等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、本件は、合併浄化槽により汚水処理する計画であること、また建物の高さも加減していることなどから、周辺農地の日照・通風等についても特に問題ないと考えます。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の田村 耕一 会長に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長

今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 2 号の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号の 1 番は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして議案第 3 号「農地法施行細則第 6 条事業計画変更承認申請に対する承認について」です。

議案の 1 ページをご覧ください。今月の申請は 1 件でございます。

では番号 1 番をご説明いたします。

別紙「位置図」の最後に添付しております、自己用住宅の規模の変更前後の図面も併せてご覧ください。

この事案は、平成 28 年 8 月 19 日付けで自己用住宅を建築する計画で、農地法第 5 条の転用許可を受けております。

このたび、自己用住宅の規模の変更とそれに伴う工事期間延長に対し、変更承認申請がなされたものです。また、対象地は市街化調整区域内に

あり開発許可を受けている事案ですが、市の開発指導所管課からは、事業主からこの変更に係る報告を受けていることを確認しており、変更については問題ないとのことです。

転用に係る計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障等、許可基準に基づく判断は変更ございませんので、特に問題ないものと考えております。

変更前の許可内容については、資料の（変更前）に記載しているとおりでございます。また、今回の変更内容については、下の段の（変更後）に記載しておりますとおりでございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の藤井 訓志 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 藤井委員、補足説明をお願いします。

4 番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 3 号の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号の 1 番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続きまして議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、平成 29 年 1 月 4 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書（案）をご覧ください。

今回は、新規の計画が3件、5筆で面積は10,200㎡、更新が1件、1筆で面積は2,070㎡、新規、更新の合計は4件、6筆で合計面積は12,270㎡となっております。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして報告事項ですが、議案の2ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、1番から6番の6件でございます。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続きまして報告第2号「水田埋立による畑地造成報告について」です。

届出の件数は、番号1番のみでございます。内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長

只今の報告第1号及び2号について、質問、意見等がございましたら



お願いします。

(なしの声)

議長

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第31回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成29年1月16日開催の第31回光市農業委員会総会の議事録である。

平成29年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印